

令和7年2月6日

報道機関各位

長岡市教育部長

### 職員の懲戒処分について

長岡市教育委員会では、下記のとおり職員の懲戒処分を行いましたので公表します。

#### 記

##### 1 処分内容等

被処分者所属等	処分内容
子ども未来部 会計年度任用職員 (女性・30歳代)	減給10分の1・1か月

##### 2 処分対象事案の概要

当該職員は、令和6年5月10日（金）、通勤途中に自家用車で市内の国道を運転中、カーナビゲーションシステムに表示された時計に脇見をし、進路前方で右折待ちのため停車中だった普通自動二輪車に衝突し相手を負傷させ、令和6年8月21日付けで略式命令を受けました。

このたび事故の相手方との示談が成立しました。

##### 3 処分年月日

令和7年2月6日

##### 4 竹内正浩・教育部長のコメント

法令を遵守して市民の模範となるべき市職員が交通法規違反による人身事故を起こし、市民の信頼を裏切ったことを心からお詫び申し上げます。

今後、交通法規の遵守及び交通事故の防止についてあらためて全職員に徹底してまいります。

(問い合わせ：教育総務課 桜井 電話 0258-39-2238)